

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年3月12日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年2月7日（水）午前10時頃、周南市コアプラザかの前において、教育部生涯学習課職員の運転する公用車が駐車場から市道大町開作線に進入した際、スリップして近くに駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の一部が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

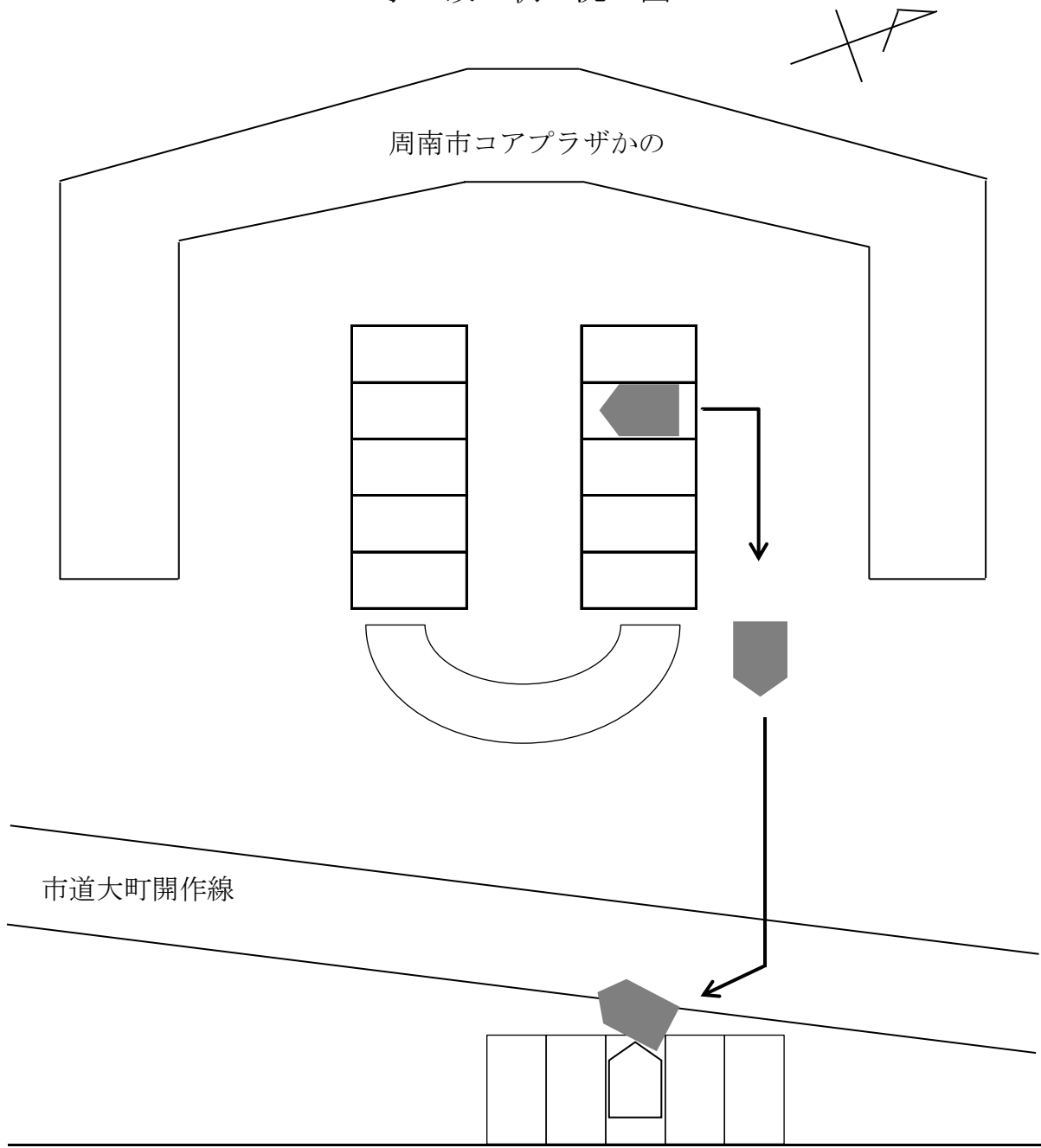
¥277,680-

2 専決処分の年月日

平成30年3月6日

(参考)

事故状況図



-  相手方車両
-  公用車